

津市広告掲載要綱

平成19年2月6日訓第2号

改正 平成19年3月30日訓第23号

平成20年3月31日訓第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が保有する資産を広告媒体として活用させることにより、本市の新たな財源の確保を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を推進し、民間企業等との協働に資するため、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる本市の資産のうち、広告の掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）をすることができるものをいう。

- (1) 本市が発行する印刷物
- (2) 本市のホームページ
- (3) その他本市の資産で市長が別に定めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載等することをいう。

(広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 国、地方公共団体その他公共の機関が、当該広告掲載の内容を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれのあるもの

- (10) 広告の内容が明確でないもの
- (11) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (12) 青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 第三者の財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (14) 第三者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 本市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (16) その他市長が広告掲載することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告掲載は、しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業その他風俗営業に類似したもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博及び富くじ（公営競技及び公営くじを除く。）に係るもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (7) 本市から指名停止措置を受けているもの
- (8) 法人市民税（事業を営む個人の場合は個人市民税）、固定資産税、軽自動車税又は消費税の滞納があるもの
- (9) その他市長が広告掲載することが適当でないと認めるもの

3 広告掲載中に第1項各号及び前項各号のいずれかに該当することとなった場合の取扱いについては、当該広告媒体ごとに市長の決裁を受けて別に定める。

（広告の募集等）

第4条 次に掲げる事項については、当該広告媒体ごとに市長の決裁を受けて別に定める。

- (1) 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載期間
- (2) 広告掲載料金
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法

(5) その他広告掲載を行うに当たり必要な事項

(委員会の設置等)

第5条 広告掲載する広告の公正を図るため、津市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 新規の広告媒体の決定に関すること。

(2) 広告内容等の審査に関すること。

(3) その他広告掲載に関すること。

(委員の構成等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には総務部長を、副委員長には政策財務部長をもって充てる。

3 委員には、市民部長、都市計画部長及び会計管理者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、会議に出席を求めてその意見又は説明を求めることができる。

9 委員会の庶務は、広告掲載する広告媒体を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成19年2月15日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第23号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓第27号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。